

■ Article ■

会計限定監査役の責任

－安愚楽牧場事件を踏まえた税理士の監査役就任に際しての留意点－

日本大学法学部教授 大久保 拓也

一 会計限定監査役の責任

監査役の権限を会計監査権限に限定する旨の定款の定めがある「会計限定監査役」に就任したYについて、実際は大会社にあたるZの監査役である以上業務監査権限もあるのにそれを適切に行使しなかったこと等を理由に監査責任の有無が争われた注目すべき裁判例が、安愚楽牧場事件（大阪高判平成29年4月20日）である。Yは税理士でもあることから、その職務における留意点を考察することは有益である。

二 会計限定監査役の責任

1. 監査役の第三者に対する損害賠償責任

監査役は、会社との関係については委任に関する規定に従う（会社法330条）ため、会社に対して善管注意義務を負う（民法644条）。つまり、会社と監査役の間には契約関係が存在し、監査役は善管注意義務に違反すると会社に対して損害賠償責任を負うことになる（会社法423条1項）。これに対し、監査役は、会社の債権者や株主等の第三者との間に直接の契約関係を有していない。そのため、第三者が監査役に対して損害賠償を請求できるのは、不法行為（民法709条）が成立する場合になると考えられる。

しかしながら、会社法は、監査役がその職務を行うについて悪意または重大な過失があったときは、当該監査役は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うと規定している（会社法429条1項）。この規定は、監査役が直接契約関係にない第三者に対しても損害賠償責任を負うものとするのである。第三者は、任務懈怠について監査役の悪意または重過失を立証すればよく、第三者自身に対する加害についての故意・過失を証明しなくとも足りる（軽過失の場合は除かれる点で一般不法行為責任とは異なる）。各行為をした監査役が複数存在する場合、それらの監査役は会社に対し連帯して損害賠償責任を負う（会社法430条）。

2. 大会社基準と会計限定監査役の監査権限

監査役は、取締役（および会計参与）の職務の執行を監査する機関である。監査とは、業務執行や財産の状態の正否を調べるために行う検査のことであり、監査役の権限は、会計監査を含む会社の業務への監査に及ぶものである。すなわち、監査役は、原則として、業務監査権限（取締役（会計参与設置会社については取締役・会計参与）の職務執行の監査権限）を有する（会社法381条1項）。ただし、

すべての株式に譲渡制限がある非公開会社（監査役会設置会社でも会計監査人設置会社でもない場合）においては、定款で会計監査権限に限定した監査役（会計限定監査役）とすることが認められている（会社法389条1項）。

もっとも、大会社（会社法2条6号）であれば非公開会社であったとしても会計監査人の設置が義務付けられ（会社法328条）、会計監査人設置会社は監査役を置かなければならない（会社法327条3項）。会計監査人は業務監査権限のある監査役の存在を前提としているので、この場合の監査役は業務監査権限および会計監査権限をもつことになる。その際、監査役の任期は、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する（会社法336条4項3号）。つまり最終事業年度に係る貸借対照表における資本金または負債の合計額により大会社に相当することとなった会社については、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めを廃止する旨の定款変更を行わなかったとしても、当該定款の定めはその効力を失い、在任中の監査役の任期は満了すると解される。

三 本判決の概要

1. 事実の概要

（1）繁殖牛不足による会社の倒産

以上の規制を踏まえて、会計限定監査役の責任が認められるか否か判例の事案を通じて分析したい。

Z（安愚楽牧場）は、昭和56年に有限会社として設立された黒毛和種牛の畜産会社であり、平成18年5月1日に特例有限会社となり、平成21年4月1日に通常の株式会社に移行した。Zの経営の実権を握っていたのはA・B・Cであった（経営陣3名）。経営陣3名以外の者がZの経営に口を挟むことはなく、Zの全株式を保有する代表取締役Aが、基本的に経営に関する最終判断を一人で行っていた。

Zは、黒毛和種牛のオーナー契約（Zがその所有する繁殖牛を顧客に販売するが、販売と同時に、当該顧客から当該牛の預託を受け、一定期間にわたりこれを飼養した後、再売買により当該顧客から当該牛を買い戻すという取引）を行っていたが、遅くとも平成8年頃から新たにオーナーに販売できる繁殖牛がないのに、オーナー契約の勧誘や締結を行うようになった（繁殖牛不足）。

Zは、再売買代金の支払原資を新たなオーナー契約代金で賄うという資金調達を繰り返した結果、平成23年8月9日倒産した。

（2）会計限定監査役Yの責任

Yは、税務署職員であったが、平成15年頃に退職して税理士を開業していたところ、Bから、死亡した監査役の後任として、非常勤の監査役に就任するよう求められた。Zの定款には、監査役を置くことおよび監査役の監査の範囲を会計に限定する旨の定めが置かれており、Yは、Bから定款を示され、監査の範囲が会計監査に限定される監査役（会計限定監査役）に就任することを了解し、平成21

年9月にZの監査役に就任した。

ところが、Zは平成21年4月1日に特例有限会社から通常の株式会社に移行した時点で負債総額が650億円超に達しているので大会社に該当しており、そもそも会計監査権限に限定する旨の定款規定は効力があるのか疑わしいところがある。またYは同年9月に監査役に就任しているが、原判決の認定事実によれば、Yは、平成22年4月から5月頃にZが会計監査を導入しなければならず、Zの監査役の監査の範囲が会計監査に限られないことを認識していたとされる。

Zと取引したXらは、投下資金を回収できずに相当の損害を被ったとして、Zの監査役Yらに対し、連帯して会社法429条1項等に基づく損害賠償金の支払を求めた。原判決（大阪地判平成28年5月30日）はYが何ら業務監査を行っていない点に任務懈怠があることを理由にYの会社法429条1項に基づく損害賠償責任（7000万円余）を肯定したので、Yらが控訴した。

2. 高裁の判断

本判決は、Yの敗訴部分を取り消し、Xらの請求を棄却した。

「Zのように株式譲渡制限がある株式会社（非公開会社）にあっては、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定することができる（会社法389条1項）。…会計限定監査役は…業務監査に係る職務権限は認められておらず、取締役の違法・不正な行為を防止・是正することは要請されていないと解される。」

「ところが、会計限定監査役しか置いていない非公開会社であっても、負債が200億円以上の大会社となった場合、会社の機関として会計監査人と通常監査役の両方を置くことが義務付けられ（会社法328条2項）、かつ、会計限定監査役を置くことが許されなくなる（会社法389条1項）。」

「非公開会社が大会社に該当した場合、代表取締役及び株主は、速やかに…会計監査人と通常監査役を選任すべきであり、それがされないのは選任懈怠である。会社法は…選任懈怠が生じた場合、会計限定監査役に通常監査役と同様の職責（業務監査をも行う職責）を負わせていると解釈し、会社法429条1項を適用するに当たり、通常監査役と同じ基準でその損害賠償責任を議論することは相当でないと考えられる。」

「業務監査を行うことを予定して選任されたのではない会計限定監査役に業務監査の職責を負わせることは…業務監査の職責を果たさない場合の法的責任（会社法423条及び429条）が生じることになるため会計限定監査役にとっても過酷である。」

「Yは、Zが大会社となった後に監査役に就任したが、会計限定監査役として就任する旨の本件監査役就任契約に基づいて就任したにすぎないから、会計監査の職責を負うものの、当然には業務監査の職責まで負うわけではない。」

「仮に…会計限定監査役であるYが通常監査役としての職責を負うとしても…経営陣3名以外の者がオーナー制度運営のあり方に容喙することを一切許さない

との方針で会社経営をしていたのである。その他…事情を併せ考えると、Yについても、オーナー契約の実情、特に繁殖牛不足がいつ頃始まり、どの程度まで深刻化しているのかを知り、Zが法律違反の営業をしないよう会社の業務執行を管理、統制すべき職務上の義務を果たすことは極めて困難であったといわなければならない。Yに、上記職務を行うにつき、悪意又は重大な過失があったということはできない。」

四 本判決と実務への影響

(1) 会計限定監査役の責任に関する裁判例

会計限定監査役の第三者に対する責任に関する裁判例では、代表者の出資法違反のような不正行為を調査しなかったことは監査義務違反である等として責任を認めた裁判例（会計限定監査役に代表者の妻や弁護士が就任していた事例である（名古屋高判平成23年8月25日判時2162号136頁））もある。しかし、会計限定監査役の場合、職務権限外であること、監査役の任務懈怠と第三者の損害との間には相当因果関係がないこと、悪意または重過失がない等としてこの責任を否定するものが多い。

原判決は、計算書類の原資料に遡って調査を行っていれば、取締役にならぬ新たなオーナーの募集を止めるよう進言する等の対策を取ることができた等として、Yの注意義務違反および任務懈怠を認めた。

これに対して、本判決は、長年にわたり違法なオーナー契約の勧誘が継続されていた事実と違法業務の是正を株主総会に報告する義務があったことは認められるとしても、Yに、「会計監査の過程における悪意又は重大な過失による職務の懈怠があったということ」はできず、Yに「悪意又は重大な過失があったということとはできない」と判示した。

もっとも、Yは、BからZの非常勤の会計限定監査役に就任することを求められて監査役に就任し、平成22年5月頃にZは大会社として会計監査人による外部監査の必要性を記した書類をZの取締役会に提出したが、経営陣3名は特段の対応をしなかった事実が認定されている。監査役の任務懈怠の認定には、不適切な業務執行行為の兆候を把握し、問題行動にどう対処したかが問題であるところ、このことは、経営陣3名が何ら対策を講じなかったということを示している。本判決は、会計限定監査役であるYについても職務執行に関する悪意・重過失は認められないとしたのである。このような判示は、これまでの裁判例の傾向に沿うものということができるであろう。

(2) 監査役に就任した税理士の留意点

もっとも、Yは税理士である。監査役が負う善管注意義務（会社法330条、民法644条）は、その地位・状況にある者に通常期待される程度のものとされているが、とくに専門的能力を買われて選任された者については、期待される水準は高くなると考えられている。そうであればYが監査役に就任するに当たっても税理士としての専門的能力が期待されていたのではなかろうか。Yは会計限定監査役とし

て就任したとはいえ、計算書類等を詳細にチェックしていればただちにZが大会社に該当していたと判断できたであろう。原審はこうした点を考慮して、Yが業務監査を行っていない点に任務懈怠があることを理由にYの会社法429条1項に基づく損害賠償責任を認めていたのである。

本判決は、監査役就任契約上、会計限定とされている者に業務監査の職責まで負わせられる契約上の根拠がないこと等の理由を挙げて「Yは…会計監査の職責を負うものの、当然には業務監査の職責まで負うわけではない」として会社法429条1項に基づく損害賠償責任を否定している。この点は、ZとYの意思の合致は会計限定監査役として就任することにあるという契約法の解釈からすれば自然であると評価できるかもしれない。しかし、Yが監査役に就任した時点でZは大会社であるから会計監査人設置会社に該当するのであり、また役員の負う善管注意義務は強行法規だとすると契約によって自由に限定できず、定款の定めでは会計限定監査役であっても積極的な業務監査権限の行使が求められたのではなかろうか。

本判決は会計限定監査役Yの責任を否定したが、原審のように責任を認める判断が下されることもあり得た事例である。そうであれば、本判決を踏まえて、税理士が監査役に就任する場合、監査役には重い責任があることを十分理解した上で就任すべきか否か慎重に判断することが求められよう。

《 関連ホームページ 》

- 大阪高等裁判所 平成29年4月20日（平成28(ネ)1923）損害賠償請求控訴事件
http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/737/086737_hanrei.pdf
- 大阪地方裁判所平成28年5月30日（平成25(ワ)11451）損害賠償請求事件
http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/297/086297_hanrei.pdf